

令和6年度 大阪府市公立大学法人大阪評価委員会
業務実績評価実施要領（案）に対する委員意見・評価委員会事務局回答

資料 2-6

番号	委員	項目	意見・質問内容	事務局回答（考え方・対応等）
1	浅田	資料2-3 P.1 2 評価方法 「評価指標の取扱い」 P.2 【評価基準】	チャレンジ指標については「ほかよりも高く評価」「進捗を確認」といった曖昧な表現のため、安定した評価が難しくなる可能性がある。 例えば、チャレンジ指標の8割が通常指標に相当する場合、P.2の「評価基準」において、 ・チャレンジ指標を達成した場合は通常指標のⅤに相当 ・チャレンジ指標の9割を達成した場合は通常指標のⅣに相当 ・チャレンジ指標の8割を達成した場合は通常指標のⅢに相当といった目安を設定してはどうか。	各計画（小項目）の評価に当たっては、チャレンジ指標を含む評価指標の達成状況に重点を置き、中期計画の実施状況と併せて、評価を行うこととしております。（参考：P.2（1）項目別評価） その際、チャレンジ指標を達成した場合には高く評価することを想定しておりますが、同計画（小項目）内の他の評価指標の達成状況も勘案する必要があることや、チャレンジ指標が定量的又は定性的であったり、多様であることから、一律に達成割合を決めて評価することは困難と想定しております。 このため、チャレンジ指標を含む各計画（小項目）を評価するにあたっては、適切に評価することができるよう、評価指標の達成状況や中期計画の実施状況等を踏まえた法人の自己評価の考え方や判断根拠、取組の状況等を確認したうえで、評価委員会において評価を行っていただきたいと考えております。
2	水谷	資料2-3 P.2 （1）項目別評価 ア 小項目評価 ①法人の自己評価 【評価基準】	チャレンジ指標の評価も、この段階で評価するということがわかるように評価基準の中に、その点を明記したほうが良いと思います。 たとえば、「*ここでのチャレンジ指標の評価結果は、その項目が達成水準を満たしていない場合でも、進捗を確認したことを反映した評価結果である。」というような説明を加えた方が良いのではと思います。	ご指摘のチャレンジ指標の評価については、中期計画の小項目評価における法人の自己評価の際に留意するものとし、そのうえで、評価委員会が法人の自己評価の妥当性を検証・評価を行うこととしています。 このため、チャレンジ指標の評価の記載については、（1）項目別評価 ア 小項目評価 ①法人の自己評価の部分に追記しました。
3	青木	その他	評価方法や評価基準を中期目標期間中に変更する場合や新たなチャレンジ指標を設定することが可能なのであれば、その場合の評価法を決めておく必要はないか？	評価方法や評価基準を中期目標期間中に変更する場合は、評価委員会として実施要領の変更手続きを行う必要があるため、個別具体的な内容や経緯を含め変更内容について事務局として評価委員会の審議にお諮りした上で決定していくこととなります。 新たなチャレンジ指標を設定する場合には、中期計画の変更となり、設立団体の認可を受けなければならないことから、その経緯や個別具体的な事情を勘案し、評価委員会の意見を聴いたうえで、府市が認可することとなります。